

中期目標期間終了時の検討に係る意見  
(たたき台)

行革第 号  
平成 27 年 8 月 日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府地方独立行政法人  
大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会  
委員長 原島 俊  
(事務局：大阪府財務部行政改革課)

意 見 書

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 31 条第 2 項に基づく、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

平成 24 年度及び平成 25 年度の各事業年度の業務実績に関する評価結果を踏まえ判断すると、業務実績については全体として中期目標及び中期計画のとおりに進捗している。地域に根ざした環境や農林水産分野の専門家集団である公設試験研究機関として、事業者・行政に対する技術支援、農業大学校の運営や質の高い調査研究において様々な取組を実施し、大阪府に必要な存在となっていると評価できる。

公設試験研究機関として継続的に実施している、環境や農林水産に係るモニタリング調査や分析業務は、研究所業務の根幹をなすものであり、今後も質を低下させることなく実施することが強く望まれる。一方、キジハタ資源の増大に向けた取組のような事業者支援の実施や、頻発する環境・農林水産業の緊急事案について将来を見据えた対応を強化していくことも期待する。これら技術支援への基盤となる調査研究の質的向上のためには、調査研究体制の強化に向けた人材育成に引き続き取り組んでいくことが必要である。

今後、限られた資源を最大限に活用するため、技術支援と調査研究のバランスに留意しながら、環境分野と農林水産分野の融合した総合研究機関としての特徴を活かした取組の具体化を図ることにより、これまでの取組をさらに充実させ、府民の安全・安心な環境と食の創造・農林水産業の振興に貢献していくことが重要である。

以上